

令和7年度

質 疑 回 答 書

件名 **富山大学西田地方団地土地貸付**

回答日 令和8年1月19日

| 番号 | 質疑 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | <p>協定書・土地使用貸借契約書・公正証書等のひな型は、提案内容や貴大学との協議によっては今後変更等の可能性もあるとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>ご認識の通りです。</p> |
| 2 | <p>借地権者は代表企業である必要はございますでしょうか。代表企業でなくとも構成企業であれば、借地権者となることは可能でしょうか。</p> | <p>借地権者は必ずしも代表企業である必要はありません。構成企業が借地権者となることは可能ですが、借地権者は一社とし、複数の構成企業がそれぞれ借地権者となることはできません。</p> |